

男性の家事参画推進事業カジダンネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、カジダンネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、仕事にも応用できる段取り力などの家事スキルの向上に関する情報提供等を通して、男性の家事参画の取組みを広く周知・支援するとともに、ネットワーク内での交流を促進することにより、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性（カジダン）の輪を拡大することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) メールマガジンによる情報発信（月1回程度）に関する事
- (2) 質問の受付け等のネットワーク内での交流
- (3) その他ネットワークの目的を達成するのに必要な事項

(会員)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同する個人、企業及び団体（以下「会員」という。）を構成員とし、事務局及び運営者は、ホームページでの周知や男性の家事参画推進に係る講座等の参加者募集等を通して、会員の募集を行う。

(カジダンリーダー)

第5条 事務局は、前条の会員の中からネットワークの中心となり、積極的に情報発信を行う者（カジダンリーダー）を選任することができる。

(事務局)

第6条 ネットワークは、事務局を愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課に置く。

(運営者)

第7条 ネットワークは、愛媛県が実施する男性の家事参画推進事業の受託事業者が運営する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 運営者が入手したネットワークの構成員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日条例第41号）に基づき適切に管理する。

(補則)

第9条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行うことができる。

附則 この規約は、令和2年7月3日から施行する。